

シートベルト着用の徹底を図るための対策について

昭和 60 年 7 月 1 日
交通対策本部決定

シートベルトの着用が交通事故による被害の防止・軽減に大きな効果があることにかんがみ、シートベルト着用については、従来からシートベルト着用推進運動を実施するとともに、春及び秋の全国交通安全運動において重点項目とする等その普及に努めてきたところであるが、今般、道路交通法が改正されてシートベルト着用に関する規定が整備されたので、シートベルト着用の徹底を図るため、関係省庁は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 官公署及び事業所等に対し、次の事項を周知するとともにシートベルト着用の徹底について指導するよう要請すること。
 - (一) 自動車に乗るときは、シートベルト着用をすること。
 - (二) 自動車の運転者は、政令で定められたやむを得ない理由があるときを除き、シートベルトを着用しないで自動車を運転してはならないこと。
 - (三) 自動車の運転者は、政令で定められたやむを得ない理由があるときを除き、シートベルトを着用しない者を助手席に乗車させて自動車を運転してはならないこと。
 - (四) 自動車の運転者は、助手席以外の座席の同乗者にシートベルトを着用させるよう努めなければならないこと。
 - (五) シートベルトの着用効果及び正しい着用方法
- 二 運転者、安全運転管理者、運行管理者等に対する各種講習、自動車教習所における教習、学校等における交通安全教育、街頭における指導及び取締り等あらゆる機会を通じて、一の(一)から(五)までに掲げる事項を周知するとともに、シートベルト着用の徹底について指導すること。
- 三 自動車の利用者に対してシートベルトの着用の徹底について広報を実施するとともに、関係団体等に対しシートベルトの着用の徹底についての広報活動について協力を要請すること。
- 四 地方公共団体においても一から三までの措置を講ずるよう要請すること。
- 五 シートベルト着用推進運動及び全国交通安全運動においては、一から四までに掲げる措置に係る諸活動が、特に計画的・集中的に行われるよう配慮すること。
- 六 シートベルト着用の徹底のための諸活動について、関係省庁及び交通安全に関係する団体と緊密な連絡を確保し、及びその効果的な実施を図るため、交通対策本部長の定めるところにより、「シートベルト着用推進会議」を設けること。